



市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

防災行政無線
テレホンサービス
0120-840-225
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

広報やしおに掲載したイベントなどは、中止・変更になる場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

案内

会議の傍聴

●八潮市立休日診療所運営委員会の傍聴

日2月15日(月) 午後1時15分～2時15分
場保健センター

内①令和元年度休日診療所利用実績報告について②令和2年度休日診療所利用状況について③令和3年度医師体制について

定5人(当日先着順)
問健康増進課 ☎995-3381

●第4回八潮市市民活動推進委員会の傍聴

日2月17日(水) 午後2時～
場やしお生涯学習館セミナー室4

内市民活動推進委員会提言書について

定3人(当日先着順)
問市民協働推進課 ☎993-328

●第2回八潮市青少年健全育成審議会の傍聴

日2月26日(金) 午後2時～
場八幡公民館第1・2会議室

内令和3年度青少年健全育成事業計画(案)などについて

定5人(当日先着順)
問社会教育課 ☎993-365

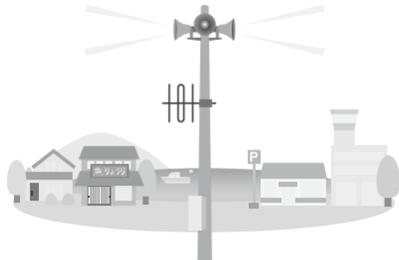
防災行政無線を用いた全国一斉情報伝達試験放送

国からの地震や武力攻撃などの緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム(J-ALERT)と、市の防災行政無線の連動を確認するため、試験放送を行います。

日2月17日(水) 午前11時ごろ

内▼防災行政無線チャイム▼これは、Jアラートのテストです(3回) ▼こちらは、防災やしおです▼防災行政無線チャイム ※災害や天候などにより、試験放送を中止する場合があります。

問危機管理防災課 ☎993-305



児童扶養手当の額の変更

障害基礎年金など(国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による傷害補償年金など)を受給しているひとり親のご家庭は、児童扶養手当の額が変更されます。

【変更点】

①手当額の算出方法

児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場

合の差額を受給

②支給制限に関する所得の算定方法

手当額を算定する際の所得に年金給付額が含まれます。

【手当額の変更月】

令和3年3月分(令和3年5月支払い)から

なお、遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金などや障害厚生年金のみを受給している方は、今回の改正後も変更はありません。

問子育て支援課 ☎993-209

市有地貸付

次の市有地を一般競争入札により貸し付けします。

場西袋字川西779-2

内雑種地326.35平方メートル、工業地域

日2月24日までに、入札参加申込書(財政課で入手)に必要な事項を記入のうえ、財政課窓口(☎993-232)へ

※入札参加申込書および入札実施要領は、財政課で配布しています。また、入札実施要領は市ホームページからもダウンロードできます。

(仮称)外環八潮パーキングエリアの公共施設等のデザイン協議に関する住民説明会

東日本高速道路(株)では、「八潮市みんなで作る美しいまち

づくり条例」に基づき、(仮称)外環八潮パーキングエリアの公共施設等のデザイン協議に関する住民説明会を開催します。

日2月18日(木) 午後3時～4時

場コミュニティセンターホール
内公共施設等計画届出書(公共施設等デザイン協議書等)に関する住民説明会

定13人(当日先着順。定員に達した場合は、説明会終了後に人を入れ替えて再度開催)

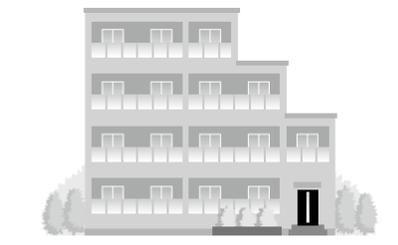
問東日本高速道路(株)さいたま工事事務所さいたま南工事区(☎048-757-1047、平日午前9時～午後5時)

マンションの住まいトラブル・管理無料相談所(キャラバン隊)

マンションにお住まいの方が、住まいに関するトラブル、管理について相談できる無料相談所が開設されます。当日はマンション管理士が相談をお受けします。

日2月18日(木) 午後6時～9時

場八潮メセナ会議室
問電話で(一社)埼玉県マンション管理士会(☎048-711-9925)へ



令和2年度 八潮市表彰規則に基づく表彰

八潮市表彰規則に基づく表彰について、市の発展に貢献された次の方々が受賞されました(敬称略・順不同)。

問総務人事課 ☎993-230

(市医)
堀 正巳
(環境衛生委員会委員)

渋谷 隆
(交通指導員)
椎名 篤子
(保育指導員)

別崎 浩子、佐々木 朋子

※その他、6人の方が受賞されました(本人の希望により氏名は掲載しません)。

(消防団員)
小倉 英行、三ヶ島 幸生、高橋 裕

(元消防団員)
秋葉 芳克
(寄附)

(株)シバ工芸、東武環境センター(株)、(株)蓮寿

公平な税負担のために ～滞納整理強化中～

市税の収入確保は、財政健全化および税の公平性の観点から、重要な課題のひとつです。税収が不足するとさまざまな事業ができなくなる恐れがあります。

既に督促状や催告書を受け取っている方はすぐに納付してください。特別な事情により納付できない方は、必ず納税相談を受けてください。

また、市では債権の差押えを中心とした滞納整理(収入確保)を強化しています。差押えの実施に先立ち、勤務先への給与の支払状況や取引先への売掛金支払状況、銀行の預金残高などの調査を行っています。

問納税課 ☎993-330

